

告示

埼玉県告示第百五十三号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	ING株式会社
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	市川聖愛（宅地建物取引業法上の代表者の氏名市川優愛）
主たる事務所の所在地	埼玉県川越市新富町二丁目三十三番九（宅地建物取引業法上の所在地埼玉県川越市喜多町二番地六）